

(様式第4号)

上田市廃棄物処理審議会 会議概要

1 審議会名	上田市廃棄物処理審議会
2 日時	令和6年12月19日 午後1時35分から午後3時30分まで
3 会場	市役所本庁舎 5階 大会議室
4 出席者	中村彰会長、堀内百合子副会長、江口達夫委員、小宮山剛委員、松本美津子委員、丸田稔委員、若林丘子委員
5 市側出席者	土屋市長 【環境部】 田中部長 【環境政策課】 西澤課長、甲田環境保全担当係長 【資源循環型施設建設関連事業課】 山浦課長、清水関連事業担当係長 【上下水道局下水道課】 井出課長、高寺課長補佐兼下水道建設担当係長、藤井課長補佐兼下水道維持担当係長 【丸子地域自治センター市民サービス課】 山崎課長、緑川生活環境担当係長 【武石地域自治センター市民サービス課】 白鳥課長 【上田地域広域連合清浄園】 杉浦所長、小澤所長補佐兼庶務係長
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 1人
8 会議概要作成年月日	令和6年12月25日

協議事項等

1 開会（西澤環境政策課長）
2 委員委嘱書交付
3 あいさつ（土屋市長）
4 自己紹介（委員、事務局、関係課職員）
5 会長、副会長の選出 ・会長に中村彰委員、副会長に堀内委員が選出された。
6 諮問 (1) 「し尿前処理下水道投入施設」の処分手数料について (2) し尿、浄化槽汚泥及び家庭雑排水汚泥の収集運搬手数料の改定について
7 議事 (1) 「し尿前処理下水道投入施設」の処分手数料について ・資料に沿い、甲田係長から処分手数料の設定方針、算定方法、試算結果などについて説明 ・以降、協議 (委員) (平成15年度に上田地域広域連合の検討委員会で処分手数料が検討された際に) 処分手数料収入は施設の経常的経費の3分の1程度を目標とされたいと付帯意見が付されたとのことだが、付帯意見が付された背景を教えて欲しい。 (事務局) 詳細は承知していないが、収集量減少による処分手数料収入が減少する中で、施設の適切な維持管理を行っていくための市の適切な負担割合などを考慮すると3分の1程度は必要とされたと思う。 詳細については次回審議会までに確認し、委員の皆さんにお知らせする。

(委員) 現在 10%未満の負担割合を 3 分の 1 程度にするために料金が跳ね上がってしまう。他の自治体や全国的な負担割合が 3 分の 1 程度ある、あるいは市の財政状況などといった具体的な理由が知りたかった。

(委員) 「し尿前処理下水道投入施設」の維持管理経費は 1 億 2,400 万円、清浄園の歳出額は 2 億 5,000 万円ほどと資料に記載されているが、維持管理経費と歳出額は同種の経費なのか？

清浄園に比べし尿前処理下水道投入施設の経費は少なくなると考えてよいのか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 現在は丸子町雑排水汚泥処理場でも処理経費がかかっていると思うが、その分は全し尿前処理下水道投入施設に統合されると考えてよいか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 丸子町雑排水汚泥処理場の経費と処分手数料収入はどのくらいなのか。

(丸子市民サービス課) 丸子町雑排水汚泥処理場の経費は年間 460 万円弱。

(委員) 「経常的経費の 3 分の 1 程度」を目標にとのことだが、残りの 3 分の 2 の財源は何か。

(事務局) 市の負担金である。

(委員) 税金ということか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 改定率は 1.3 倍の範囲内と説明があったが、これは改定前の処分手数料を基準としたものか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 経常的経費の 3 分の 1 程度を目標とするが改定率は 1.3 倍の範囲内とすると説明があったが、いつまでに 3 分の 1 程度とするか構想はあるのか。

(事務局) 目標であって、具体的に何年後という期限は決めていない。

(委員) 具体的な期限はないとのことだが、3 分の 2 の財源として、全く受益のない市民の税金でまかなっているということも認識しなければならない。

受益のない市民からすれば、受益者にはもう少し負担をしてもらったほうがいいのではとの意見が出されることも想定される。

ただ、実際にどこまで受益者に負担を求められるかは、社会情勢などにも考慮する必要があるので、審議会で審議する必要がある。

(委員) し尿前処理下水道投入施設の経費のうち、修繕費についてだが、現在、清浄園では年間の修繕費はいくらかかっているのか。

(清浄園) 6,200 万円ほどである。

(委員) 大規模改修を想定しない修繕費ということか。

(清浄園) そのとおり。

(委員) し尿前処理下水道投入施設も稼働当初は修繕料も少なくて済むが、年々増加していくことが想定される。

(委員) さきほど、経常的経費の 3 分の 1 程度を目標にとの付帯意見が付された背景について、次回審議会で説明すると事務局から発言があったが、次回審議会の前に連絡してもらうことはできないか。

(事務局) 次回審議会の前にお知らせする。

(委員) 改定率を 1.3 倍の範囲内にするのは、「公の施設における使用料等の考え方」に準じてとの説明があったが、公の施設というのは市が所有する様々な施設ということか。

(事務局) 公民館の使用料、温泉施設などの利用料。1.3 倍というのは、急激な価格変動を抑制するため設けられている。

(委員) さきほど委員から発言があったように受益者と税金の負担という観点から、事務局案をベースに考えていったほうが良いのか。

(事務局) 改定率は1.3倍の範囲内にしたいと考えている。

(委員) 「公の施設における使用料等の考え方」では、利用者負担は50%とされているのではないかと。

(事務局) 市と利用者それぞれが費用負担する場合の利用者負担の割合は原則50%である。

(委員) 付帯意見が付された背景については、おそらく政治的な判断もあったのではないかと。

(委員) 業者の立場としては、これまで20年位料金が据え置かれており、1.3倍の根拠はよくわからないが、車、燃料、ホースなど全てが値上がりしている中で、ぜひ値上げはして欲しいと思っている。

ただ、値上げ幅については各社考えが異なっている。

(委員) 経常的経費の3分の1程度とした場合、大幅な値上げが必要となり、一般市民の感覚ではかなり厳しいと思う。

そのため事務局も1.3倍以内の11円という金額を提案したのだと思う。

受益者負担でいえば、自宅を下水道に接続した際にはかなりの自己負担が必要だった。

(2) し尿、浄化槽汚泥及び家庭雑排水汚泥の収集運搬手数料の改定について

- ・資料に沿い、甲田係長から処分手数料の設定方針、算定方法、試算結果などについて説明
- ・以降、協議

(委員) し尿、浄化槽汚泥のホース延長料金については、事業者の皆さんからの要望がなかったということでしょうか。

(事務局) そのように聞いている。

(委員) 事業者というのは全業者に聞いたのか。

(事務局) 担当者が調査し取りまとめた。家庭雑排水については事業者の皆さんから要望があった。

(委員) ホース延長料金について、現状では30m～60m未満はほとんど対象となる世帯はない。ホースを60m以上延長する世帯は少ないものの大変な労力が必要であるため、見直す必要はあると思う。

(事務局) 検討させていただく。

通常ほとんどの場合は、30m未満で収集は可能と考えてよいかと。

(委員) そう考えてもらってよい。

例えば、下水道区域であれば本管から遠くなれば遠くなるほど接続にかかる費用が増えるため、接続しない世帯があり、そうした世帯が現在汲み取りを行っており、ホースを60m以上延長するケースも多い。

他の業者の皆さんにも状況を聞き、ホース延長料金の改定について検討したい。

(委員) 家庭雑排水については、ホース延長料金の改定の要望があったのか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 業者への調査はどのように行ったのか。

(事務局) すべての業者ではないが、書面により調査を行った。

(委員) 調査内容はし尿・浄化槽汚泥と同じか。

(事務局) し尿・浄化槽汚泥と家庭雑排水に分けて調査を行い、家庭雑排水については、ホース延長料金の改定の要望があった。

(委員) それぞれの許可業者は違うということか。

(事務局) そのとおり。

(委員) その調査の結果、し尿・浄化槽汚泥についてはホース延長料金の改定の要望がなかったということか。

(事務局) 調査時点では改定を要望する意見は少なかった。

(委員) ホース延長料金について、一方は値上げし、一方は据え置くというのはバランスを欠くのではないか。

(委員) 家庭雑排水は油を含んでいるので、油が染みないようにゴムのホースを使うが、ゴムも硬くなってしまいし尿・浄化槽汚泥のホースに比べホースの消耗が激しく、延長するとホースが傷んでしまうケースもあるため家庭雑排水の業者は改定の要望をしたのだと思う。

(委員) 自宅の下水道料金を計算してみたところ、年間で5万円弱支払っていた。

資料を見るとし尿を汲み取りで行っている世帯は年間3万円以上支払っているが、不足する処理費用は市が支払っている。

日常生活を送るためには見えないところでお金がかかっているため、料金の引き上げもやむを得ない面もある。

(委員) 自宅の下水道料金については、上水道を使った分に対して料金がかかり、上下水道料金の改定についても値上がりするといった認識だけであった。

本日の資料を見て行政もいろいろ苦労していることがわかった。

(委員) 資料の試算結果を見ると、し尿・浄化槽汚泥、家庭雑排水いずれも赤字が見込まれており、この部分を何とかすることがまず必要だと思う。

(委員) 自宅では合併浄化槽を使用している。下水道を使っている人は分からないかもしれないが、合併浄化槽は下水道とは違い汲み取り料金の他にも消耗品のポンプは何年かに1度交換が必要で値段も高額。

ほかにも費用がかかり、資料に書かれている汲み取り料金以外にも費用がかかることは認識していただきたい。

(委員) し尿等の収集量の推計値の中で、農業集落排水はあまり減っていくように見えないが、将来、下水道に接続する計画はないのか。

(下水道課) 現在、農業集落排水の統合を進めている。丸子地区は3地区が公共下水道に入れている。

その他の地区については、農業集落排水同士の統合を進めているが公共下水道には入れていないため、将来的にもそれほど減少はしない見込み。

(委員) 推計値が記載されている令和11年以降もそれほど減少はしないのか。

(下水道課) 令和11年以降も計画はあるが進展は難しいと考えている。

(委員) 人口減少が進み税収も減ってきていることも踏まえておいて欲しい。

(委員) 家庭雑排水処理槽は、上田市が補助金を出し設置を進めた経過があり、今も下水道に接続せず利用している人の中には経済的な理由で接続していない人もいると思われる。

し尿は槽の容量に限界があるため定期的に汲み取りを行わざるを得ないが、家庭雑排水は汚れを沈殿・分離させて処理した水が排水される。

処理が適切に行われるためには槽の定期的な清掃が必要だが、清掃の回数に強制力はなく、上田市では年間3~4回行いましょうという呼びかけにとどまっている。

業者の立場としては値上げをしてもらいたいが、値上げにより使用者が清掃回数を減らしてしまう恐れがある。

そのため、し尿・浄化槽汚泥と家庭雑排水を同じものとして検討することは難しいと思う。

料金の引き上げとともに、清掃回数については強制力を持たせて欲しい。

(委員) 清掃回数に強制力がないというのは問題ではないか。

(委員) 上田市では、昭和 63 年頃、家庭雑排水の処理を行うため家庭雑排水処理場を整備し、清掃もしなければならぬと条例で定めていたが、家庭雑排水処理場の廃止に伴い条例も廃止された。

家庭雑排水の処理槽がある世帯はし尿の汲み取りも行っていると思うが、下水道の水洗化率はどの位か。

(下水道課) 95%ほど。

(委員) 9,000 人位は水洗化になっていないということか？

(下水道課) 下水道整備区域外の方も 28,000 人位おり、下水道に接続できない。

(委員) 下水道整備区域内で未接続の人はどの位いるのか？

(下水道課) (水洗化率が 95%なので) 5%ほど。

(委員) 下水道整備区域内であるにもかかわらず未接続の世帯が約 4,500 世帯あると思うが、そのような世帯に対し、下水道課ではどのような対応をしているのか。

(下水道課) 普及促進を図るためサービス課が戸別訪問を行い対応している。

(委員) 現在汲み取りを行っている世帯の中には、年金生活のため今後下水道に接続する意思もない世帯もあることも踏まえて料金について検討していく必要がある。

8 事務連絡等

- ・ 次回開催日程について

日 時：令和 7 年 1 月 28 日（火） 午後 1 時 30 分から

会場は後日連絡

9 閉会（西澤環境政策課長）